



安全協会
みなみ

第295号
令和6年年末号

発行責任者 松山南交通安全協会
松山南安全運転管理者協議会
松山市北土居 3 丁目 6-17
TEL (089) 958-6558
<http://www.ankyoinfo>



年末の交通安全県民運動

令和6年12月21日～令和6年12月31日

スローガン

車だけ？ 交通ルールは 皆のもの



一人ひとりが交通安全を意識し、無事故の年末年始を迎えましょう！

交通事故入院見舞金制度があります！



交通安全協会にご入会いただいている会員様が、交通事故により 10 日以上継続入院された場合に入院見舞金（3万円）をお支払いする制度です。申請にあたり、

- ・ 会員が車両（自転車を含む）を運転中もしくは同乗中（バス、タクシー、その他送迎用自動車の乗客等である場合を除く）または歩行中の交通事故であること
- ・ シートベルト、ヘルメット及び反射材（日没から日の出までの間）を着用しているもの
- ・ 人身交通事故証明書が発行されたもの
- ・ 当事故により継続して10日以上入院していること
- ・ 事故発生日から6か月以内の申請であること

等の条件がありますので、申請前に一度お問い合わせください。

●愛媛県交通安全協会 TEL089-979-2101（平日 8：30～17：00）

みなさまからいただいた会費をもとに、幼児から高齢者に対する交通安全教育、地域の街頭指導、優良運転者の表彰など、様々な活動をしています。



交通安全協会のご加入をよろしくお願ひいたします。

自転車、それ罰則です。

反射材クリスマスツリー登場★



令和6年11月から、道路交通法改正により自転車の「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転および幫助」は罰則の対象となりました。自転車も車両であることを認識し、安全に利用しましょう。詳細は松山南警察署交通課までお問い合わせください。

令和6年12月2日～12月25日までの間、松山南警察署ロビーに反射材で飾られたクリスマスツリーが登場します！お好きな反射材をお一つお持ち帰りいただき、自己防衛に努めましょう！

